

大府市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

大府市教育委員会教育長 宮 島 年 夫

大府市教育委員会規則第1号

大府市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

大府市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成25年大府市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
補助執行させる事務	補助執行させる職員	補助執行させる事務	補助執行させる職員
略	略	略	略
略			
<u>学校施設（体育施設に限る。）の開放に関すること。</u>	<u>市民協働部長及び文化スポーツ交流課の職員</u>	<u>社会教育関係団体（婦人会に限る。）に関すること。</u>	<u>健康未来部長及び子ども未来課の職員</u>
<u>社会教育関係団体（婦人会に限る。）に関すること。</u>	<u>健康未来部長及びこども若者女性課の職員</u>	<u>学校施設（体育施設に限る。）の開放に関すること。</u>	<u>健康未来部長及び健康都市スポーツ推進課の職員</u>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。